

# 中央区地域福祉計画 中央区地域福祉計画 推進協議会だより

第2号

平成19年3月15日

編集/発行

中央区地域福祉計画

推進協議会事務局

TEL: 043-221-2184

みんなでつくろう、  
支え合い安心して暮らせる中央区



写真 寒川地区部会 「ふれ愛社協まつり」

地域福祉計画推進協議会だよりは、町内自治会を通じて回覧します。  
町内自治会に加入されていない集合住宅等については、管理組合代表者等へ  
郵送いたします。(各戸への配布はいたしません。)  
また、区役所、公民館、市民センター等でも閲覧できます。  
ご希望の際は、下記までご連絡下さい。

**【問い合わせ】**

中央区地域福祉計画推進協議会事務局  
電話：043-221-2184



中央区地域福祉計画推進協議会  
副委員長 樽見 歳子



「隣は  
何をす  
るぞ。」

と地域離  
れが進む

その一方で、まちづくり活動が各地で生まれています。住民の関心が高い防犯や子どもの安全も、警察に任せるだけでなく住民の連携協力が大切で、コミュニティが形成されていないと、安全は確保されないからです。

昨年、策定された中央区地域福祉計画は行政計画ですが、住民の行動計画のような面があり、初年度は中央区の社協16地区部会のうち13地区部会が区計画の地域福祉パイロット事業に参加、計18事業が実施されました。  
推進協議会では、このような区計画の周知方法、パイロ

ット事業の計画内容、補助金助成のあり方、助成対象団体予算化の継続、未申請地区への働きかけなどについて論議してきました。

今後は、地域の住民活動を支援するセンター的機能が一層強化されることを期待します。

また、住民の福祉活動が広がるなか、個人情報保護とプライバシー情報の取り扱いなどに関する、地域への正確な情報提供が早急の課題です。

結局、地域の福祉を前進させるのも停滞させるのも住民次第です。ただ、住民の活動は行政責任の肩代わりではないのです。それは地域社会のつながり、共感から生まれる、自発的なふれあいの活動なのです。住民と行政が共に区計画を進めるには、予算化と併せ福祉専門職の配置も考える必要があるのです。

## 地域福祉計画Q&A

Q：地域福祉計画ってなあに？

A：地域の様々な生活上の課題を、できるだけその地域で解決するために、平成17年度に策定されました。支えあい助け合う仕組みをつくることを目指し、住民の皆さんの話し合いによって定めた行動計画です。住民の参加と活動によって生活課題の解決を図る区ごとの「区地域福祉計画」と、6区の計画内容を踏まえた、市（行政）として取り組むべき施策を中心とした全市的な「市地域福祉計画」があります。

地域のみんなが  
主役なんだね!!



花の都・ちば  
シンボルキャラクター  
ちはなちゃん

Q：区計画と市計画の関係は？

A：区計画は、身近な地域での様々な生活課題に対して、地域住民の支えあいによる解決策が盛り込まれたものです。一方、市計画は、地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画の取り組みを支援する公的施策や地域福祉推進の基盤づくりとして、全市的に実施すべき行政施策を中心として盛り込まれています。

Q：どこで見られるの？

A：市計画及び各区の計画の内容は、千葉市地域福祉計画ホームページでご覧いただけるほか、中央福祉事務所、社会福祉協議会、市政情報室、市図書館、公民館などで閲覧できます。

千葉市地域福祉計画ホームページアドレス  
<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/somu/chiikifukushi-keikaku.html>

# 活動紹介

## ～地域福祉計画の取り組み状況～

昨年 3 月に策定された中央区地域福祉計画ですが、各地で取り組みが始まっています。

今号は、東千葉地区部会と松波地区部会の取り組みを紹介します。

### 東千葉地区部会

東千葉地区部会では、今年度 4 つの地域福祉パイロット事業を実施しました。

一つ目『ちょっとボランティア事業』は、地域で支援を必要とする高齢者や障がいをもつ人たちと住民ボランティアとを結び合わせる、早期の問題発見と解決を図る日常的な助け合い支援活動です。

二つ目『笑顔のまちづくり講座』は、いろいろな立場の住民と一緒に、暮らしのなかの課題把握から解決方法までを探った、2 回シリーズのワークショップです。

三つ目『こんなことができますよ\*登録』は、住民それぞれの興味や関心ごとで、住民参加のまちづくりを広げる人材登録整備事業です。



四つ目『年忘れふれあい社協まつり』は、多くの住民の役割分担と協働で、住民交流が広がる場となりました。

地域福祉の担い手は民生委員ばかりでなく、住民の参画と協働が重要な鍵となります。地域の才覚と工夫とで、笑顔と元気のでのる福祉コミュニティづくりに引続き取り組んでいきたいと思ひます。

### 松波地区部会

当部会の地域は、高齢者が多い地域であるが、自らが積極的に社会参加し、自主性を発揮することにより、明るいまちづくりに貢献していただくため、昨年 11 月 30 日、地元の公民館で「もったいない大学」を開講し、これらの生活経験豊かで豊富な知識・技能・知恵をお持ちの「もったいない」を実行している方にご登場していただきました。

まず、協力を得られた方からの論文を提出していただき審査を経たうえで、開講当日、「もったいない博士号」を授与し、『勿体ないより甦る平和』『船乗り』『目指そう！生ごみゼロ』『楽しい旅は一日 JR 乗り放題 2,300 円で行こう』等々の論題で論文を発表していただきました。



生ごみ問題を提起した発表については、特に反響があり、後日 NPO 等からの講師依頼がありました。このようなことから、今後、機会を捉えて、もったいない博士になられた方々には、再度地域の要望に沿うよう登場をお願いすると共に、若い世代に語り継いでくださることを期待しているところです。

# 私のまちの 地域福祉計画

この計画は、『みんなでつくろう、支えあい安心して暮らせる中央区』を基本目標に、区民一人ひとりが地域の構成員として役割を持ち、支えあい助け合う仕組みをつくることを目指し策定しています。

今号から、課題解決に向けた51の取り組みを基本方針ごとに紹介していきます。

## 中央区地域福祉計画7つの基本方針

### I 身近なコミュニティづくりの推進

#### II 交流の場と仲間づくり

#### III 社会参加の推進

#### IV 人材の育成・地域福祉力向上

#### V 相談体制、情報提供の場づくり

#### VI 福祉教育の推進

#### VII 人にやさしい生活環境づくり

### ☆基本的な方向3☆

#### 見守り体制をつくり、見守り活動を行う

##### 5 見守り体制をつくる

地域の中で、支援を必要とする人の意向を尊重しながら、見守り体制をつくり、日頃から安否確認や声かけなどを行いながら、災害時に機能するようにする。

##### 6 小地域防災活動

自主防災組織や町内自治会の班や組を活用して、小規模な防災組織をつくり、町内自衛防災活動へ発展させていく。

##### 7 すべての子どもを地域で育てる

近所の子どもと顔見知りになることで、子どもの安全のための見守りを地域全体で担う。行事や総合学習に協力できる人を登録しておくとともに、日頃から次のような活動を実践する。

ア 登下校時の児童への声かけ。

イ 保育所（園）・幼稚園・学校行事を地域に解放し、地域の人に広く参加してもらう。

ウ いきいきサロン・子育てサロン・育児サークルへ、地域住民が積極的に参加する。

### ☆基本的な方向1☆

#### 地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる

##### 1 地域支えあい連絡会

地域を支える様々な組織、人が連携、協働を進め、支援する側のネットワークが実質的に機能し、支援を必要とする人に総合的なサービスが届くようにする。

### ☆基本的な方向2☆

#### 常日頃からの近所づきあいができるような関係をつくる

##### 2 地域ボランティアの拠点づくり

「こんなボランティアできます」と「こんなボランティアをして欲しい」といった地域住民の意向をコーディネートする仕組みを地域でつくる。

##### 3 シニアボランティアの登録制度の創設

身近なコミュニティづくりのために地域の高齢者に担い手となってもらう。

高齢者の近所づきあいのきっかけづくり、生きがいつくり、社会参加にも寄与する。

##### 4 世話役さん

児童虐待、お年寄りの孤独死の増加等、民生・児童委員への負担が非常に大きくなっていることから、より多くの人が、できる範囲でサポートする「橋渡し」の仕組みをつくる。

## お寄せください!!

中央区地域福祉計画推進協議会では、情報の発信を目的として、地域福祉計画の実践例やイベントの情報を募集しています。皆さんの地区での取り組みについて、ぜひ情報をお寄せ下さい。推進協だよりに掲載させて頂くこともあります。

事務局へお気軽にご連絡ください。